

第16回成年後見制度利用促進専門家会議意見書

北海道社会福祉協議会 中村健治

【成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実】

① 日常生活自立支援事業

- ・ 社協における権利擁護支援の取り組みは、平成11年の日常生活自立支援事業から始まり、法人後見や身寄りのない高齢者等に対する入院・入所時支援、死後事務を実施する事業など、本人に寄り添い、意思決定を支援し、地域の実情に即した取り組みを進めてきており、第1期計画の見直しにおいても一定の評価を得たところ です。
- ・ 一方で、日常生活自立支援事業については、第二期計画において、「地域によって同事業の待機者が生じていること、利用者数にばらつきがあること」などを踏まえて、「地域を問わず一定の水準で利用できる体制を目指す」として、同事業の実施体制の強化を行うことが示されています。
- ・ 第二期基本計画の策定時にも、同事業の実施体制の脆弱性や体制強化の必要性について複数の委員から指摘がなされ、国庫補助の算定基準を下回っている県が47都道府県のうち19か所（40%）にのぼっており、市町村社協が自主財源を持ち出して専門員の人件費などを賄っている状況が続いています。
- ・ 高齢者に限らず身寄りが無かったり家族の支援が得られない人が増加するほか、障がい者の地域生活意向が推進されるなかで、本事業は生活を支えるうえで非常に重要な事業であり、更なる需要の増加に対して持続可能な事業にしていく必要があります。
- ・ また、成年後見制度の見直しにおいては、必要性がなくなれば終了する仕組みが検討されており、本事業の役割や他制度との関係等を改めて検討し、財源確保も含めた抜本的な体制強化が必要です。
- ・ 併せて、事業の効率的な実施に向けた環境整備も重要です。第二期計画策定以降、令和2・4・5年度に、関連諸制度との役割分担の推進や契約締結までの時間短縮、専門員の業務の効率化に向けた調査研究が行われています。その結果を踏まえた運用改善について、現場の意見を十分に聴き、効率化とともに利用者への支援の向上

につながるよう進めていただきたいと思います。キャッシュレスに対応した支援の在り方の検討や業務システムの導入も必要です。

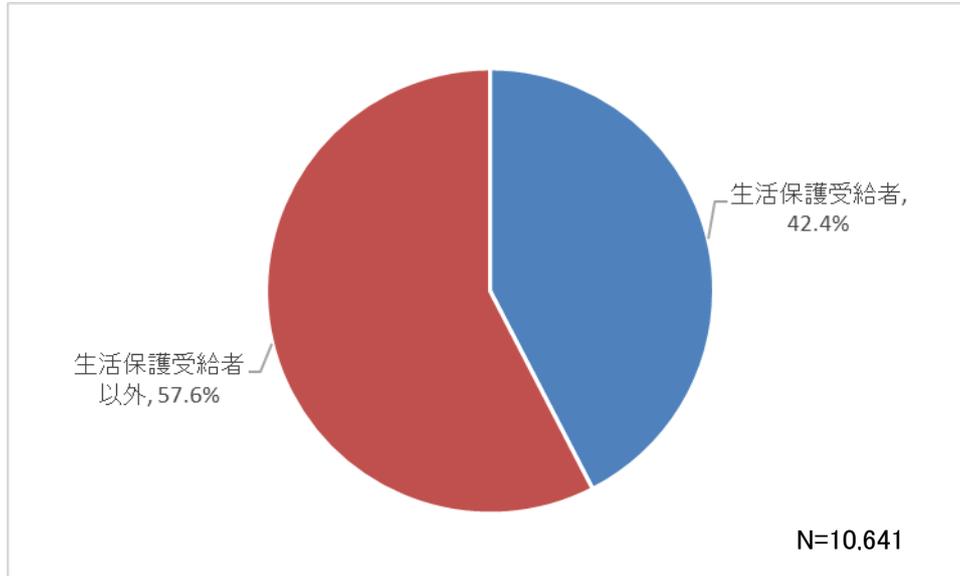
- ・ 生活保護受給者が契約者の約 4 割にのぼるなかで、ケースワーカーとの連携や役割分担が重要ですが、なかには、本事業を利用することを生活保護受給の条件としたり、過度な支出管理（抑制）を本事業に求めるなどの問題があります。各社協においても福祉事務所等と協議を進めていますが、理解が進まない場合もあることから、本事業の適切な利用やケースワーカーとの連携について、国から通知を出すなどして後押しをしていただきたいと思います。

② 総合的な権利擁護支援策

- ・ 権利擁護支援を必要とする方が増える中で、既存の制度・サービスだけでは対応が難しかったり、つながりづらい人もいるのが現状であることから、総合的な権利擁護支援策の充実は不可欠で、今回の、持続可能な権利擁護モデル事業の取り組みは、人・モノ・金と意思決定支援をポイントとして、地域の実情に合わせた多様なモデル事業が展開がされており、今後の、制度・仕組みとして展開されることを期待します。
- ・ しかし、成年後見制度、日常生活自立支援事業、新たな支援策の 3 つが人・モノ・金をつぶし合わない仕組み、どのまちにおいても、安定した事業運営が実施できるように、財源の確保と都道府県のサポート体制をお願いしたい。
- ・ また、多様な担い手については、民間参入促進だけではリスクがあり、チェック機能の整備も併せて行っていく必要があります。新たな担い手として社会福祉法人、NPO、民間というように段階的な拡大をする中でチェック機能の強化を併せて整備していくことが必要だと考えます。
- ・ なお、もう一つの考え方としては、権利擁護と日常生活支援を担っている日常生活自立支援事業を行っている社協として、福祉の支援と法律の支援を一体的にした福祉後見として、住民に身近で地域福祉の推進を住民とともに進めている社会福祉法人の公益的な役割として、法人後見を積極的に取り組む必要があると考えますが、安定的な法人後見の体制を整備する上からも、財政的な基盤整備について検討いただきたいと思います。

(参考)

令和5年度 日常生活自立支援事業の新規契約者に占める生活保護受給者の割合

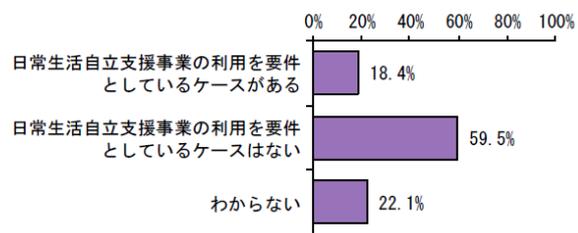


令和2年度日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度との連携の在り方等についての調査研究事業（日本社会福祉士会）基幹的社会福祉協議会向けアンケート

図表 2-4-4 生活保護の受給に際し、日常生活自立支援事業の利用を要件としているケースの有無

(n=163)

	件数	%
日常生活自立支援事業の利用を要件としているケースがある	30	18.4%
日常生活自立支援事業の利用を要件としているケースはない	97	59.5%
わからない	36	22.1%
合計	163	100.0%



金融機関における実務の改善について

〔第16回成年後見制度利用促進専門家会議（令和6年8月2日）提出意見〕

司法書士 西川浩之

第2回総合的な権利擁護支援策の検討ワーキング・グループ（令和5年6月27日）及び第3回総合的な権利擁護支援策の検討ワーキング・グループ（令和6年2月1日）における「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の進捗についての報告において、重点支援自治体から、「金融機関から第三者による預金引き出しについて理解・協力が得られない。」との声が聞かれた。これを承けて各ワーキング・グループでは、複数の委員から、金融機関への協力要請の必要性が、そして主査からも、金融機関の実務における課題を明らかにし、それを解消する作業をしなければならないことが指摘されていた。このような指摘がされていたにもかかわらず、厚生労働省又は金融庁から、金融機関又はその団体に対して、特段のヒアリング、要請等の活動が行われていないように思われることは、非常に残念である。

また、第二期成年後見制度利用促進基本計画においては、「Ⅱ 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策」「2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等」「(4) 各種手続における後見事務の円滑化等」において、金融機関等における実務の運用改善に関して次のような記述がある。

【第二期成年後見制度利用促進基本計画の抜粋】

- | |
|---|
| <p>Ⅱ 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <p>2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等</p> <p>(4) 各種手続における後見事務の円滑化等</p> <ul style="list-style-type: none">市町村・金融機関等の窓口において、成年後見制度の利用者が、成年後見制度を利用したことによって不利益を被ることのないよう、国及び地方公共団体は、市町村の成年後見制度利用促進の担当部署以外の関係部署及び金融機関等の窓口担当者に対して、同制度の理解の促進を図る必要がある。国及び地方公共団体は、新たな行政手続を創設する場合、成年後見制度の利用者が、同制度を利用したことによって不利益を被ることのないよう、適切に対応する必要がある。また、国及び地方公共団体は、行政手続のデジタル化に当たり、成年後見制度の利用者が、成年後見制度を利用したことによって、同制度以外の代理人による手続利用の場合と比較して不利益を被る |
|---|

ことのないよう、適切に対応する必要がある。

- ・ 金融機関には、本人以外から預金取引の申出や保険金等の支払請求を受けた際、当該申出等が本人の日常生活の支援という目的・範囲に照らして合理的なものであるかどうかの確認を行うだけでなく、本人の権利擁護の観点から、本人にとっての必要性や利便性ととも、権利侵害の防止も重視して対応することが期待される。上記の観点から、国は、金融機関に対して、成年後見制度や権利擁護支援の理解を促進するための周知等を行う。

このうち、市町村の窓口の対応は、第一期・第二期成年後見制度利用促進基本計画の計画期間中（過去7年間）に、十分とはいえないまでも、徐々に改善されてきている。

これに対し、金融機関の対応の改善は、遅々として進んでいないと言わざるを得ない。

私自身、過去の成年後見制度利用促進専門家会議において、下記のとおり金融機関の成年後見制度への対応の改善を求める意見を提出しているが、少なくとも第二期成年後見制度利用促進基本計画の下でのこの2年間に、厚生労働省若しくは金融庁又は金融機関若しくはその団体が、これらの意見中において指摘された諸点を改善するための具体的な対応をしたとの報告は受けていないし、実務上の実感としても、改善に向けた具体的な動きは感じられない。

【第8回成年後見制度利用促進専門家会議（令和3年6月28日）に提出した意見（抜粋）】

1 金融機関の成年後見制度への対応の改善について

現行の基本計画（【注】第一期計画）では、金融機関は、主に後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討という観点から成年後見制度にコミットすることが期待されている存在として位置付けられている。しかし、専門職として実際に日々の後見事務を行っている立場から金融機関の成年後見制度利用者への対応について感じていることを率直に述べさせていただければ、20年前と比較すればそれなりに状況は改善されているとはいえ、現在でも、成年後見制度への無理解に起因すると思われる金融機関の不可解な対応は少なく、成年後見人等の日々の財産管理事務を無駄に労力の多いものに行っている原因の多くは、利用者からは理解しがたい内部ルール等を根拠とする金融機関の硬直的な実務の運用に起因していると言っても過言ではない。専門職に限らず成年後見人等の多くは、金融機関の成年後見制度への対応は不十分であると感じており、本人の権利の擁護、ノーマライゼーション等の観点から、その早急な改善が望まれる。

この点、第7回地域連携ネットワークワーキング・グループでは、多様な主

体の参画というテーマの下、金融機関が金融ジェロントロジーの視点から高齢者、障害者等への対応に積極的になってきていることについて報告があり、一層の改善の兆しも感じられたが、他方で、金融ジェロントロジーの観点から高齢者や障害のある顧客への対応を工夫・検討するだけでは、後見事務における金融取引の目詰まりの解消、そして金融取引における真の意味での高齢者、障害者等の権利の擁護にはつながらないのではないかとの危惧も抱いている。私が感じている危惧ないし課題は、以下のとおりである。

- (1) 対応の視点が利害関係者とのトラブルや利害関係者からの苦情の回避という観点に偏り、預金者本人の権利の擁護という観点がおろそかになっていないか

ワーキング・グループでは、金融機関が、金融ジェロントロジーの観点から、医学、経済学等の知見も動員して、顧客の利便性とリスクを衡量して顧客本位の対応を目指しているという趣旨の報告があった。しかし、少なくとも現時点において現場で強い違和感として感じるのは、金融機関は、金融ジェロントロジーの知見を、確かに顧客とのトラブル・顧客からの苦情の回避のために活用していることは窺われるが、それが必ずしも成年後見制度の利用者である本人の権利の擁護には結びついておらず、制度利用者にとっての利便性の低下の回避にも十分には生かされていないという現状である。「顧客本位」という場合の「顧客」は、本来は預金者等の金融取引の主体であるはずだが、金融機関の考える「顧客」には、預金者の家族も含まれるケースが多々あり、実際には、金融機関は家族の利便性を基準に最適解を求めようとするのが少なくない。無権代理人であることが明らかな家族（預金債権者ではない者・弁済の受領権限を有しない者）からの払戻請求には、「取引上の社会通念に照らして受領権者としての外観を有する者」への善意無過失の弁済であれば有効であるという根拠に基づき（?）、比較的容易に払戻しに応じることが少なくないのに対して、正当な代理権を有する法定代理人である成年後見人等からの払戻請求に対しては、過剰と思える本人確認資料の提示や多数の書面（取引支店ごとの届出書、通帳紛失届、印鑑紛失届、キャッシュカード紛失届等々）の提出を求め、担当職員が不慣れなことが主な原因であるとは推測するが、成年後見制度利用の届出や預金の払戻しの手続（提出された書類の審査）に異様なほどの長時間を要する成年後見制度利用者の金融取引の実務の実態は、不可解としか言いようがない。

最近あったケースでは、成年被後見人が同居の家族からネグレクト・経済的虐待を受けていたことを契機として市長申立てにより後見が開始したため、成年後見人が、後見開始の審判が確定した日の朝一番に家庭裁判所で審判確

定証明書の交付を受け、その足で金融機関に出向き、養護者による高齢者虐待事案であること、養護者が本人の預金通帳やキャッシュカードを占有しているので急いでいること等を最初に説明した上で、本人の預金口座を成年後見人の管理下に置くために成年後見制度利用の届出をしようとしたところ、成年後見制度利用の届出に際して、成年後見人の印鑑証明書の提出がないこと等を理由に成年後見制度利用の届出の書類自体を受け付けてもらえず（実際には、当該金融機関のマニュアルには、よく読めば成年後見人の本人確認は必ずしも印鑑証明書の提出による方法でなくても良いことが書いてあるが、提出書類の例示として印鑑証明書が記載されているため、手続きが止まってしまったようである。）、最終的に運転免許証の提示の方法による成年後見人の本人確認を経て届出書類を受け付けてもらえたのが、成年後見人が金融機関の窓口に来てから約1時間半後、届出の手続きが全て完了したのは昼過ぎだったため、まさにその届出の手続き中に、本人のキャッシュカードを占有していた同居の家族（養護者）が本人の預金（年金）を払い出してしまっていたケースがあった。

このようなケース以外にも、成年後見制度を利用することによって、預金取引が一定の範囲で制限されることが、現在でも少なからずある。例えば、一部の金融機関では、成年後見制度利用の届出をすると、口座開設店以外の支店での取引ができなくなってしまう。そのような金融機関の、本人が預金口座を開設している支店において新型コロナウイルス感染者が出たことにより、当該支店が急に閉鎖されてしまったことがあった。そのままでは数日間預金取引ができず、本人のために現金を支払うことが全くできない状態になってしまうため、成年後見人が当該金融機関の本店に善処を求めたところ、電話1本で他店での払戻しが可能となった。つまり、技術的には何ら取引を制限する理由がないにもかかわらず、成年後見制度を利用しているということだけで、通常の前金取引が制限されてしまっているのである。

そのほか、補助人又は任意後見人に預金取引について代理権が付与されている場合であっても、本人（被補助人又は任意後見契約における本人）の前金取引（行為能力）は制限されないはずであるが、実際には、代理人の届出がされると、本人による前金取引が制限されてしまうことが少なくない。法律上は、何ら権利が制限されていないにもかかわらず、約款により義務付けられている成年後見制度利用の届出をすることにより、金融機関との取引において、事実上権利が制限されているのと同じことになってしまうのである。

金融機関との取引は、地域で生活していくための重要な決済手段を担っており、高齢や障害のため判断能力が不十分になっても、また成年後見制度を利用するようになった後でも、普通に利用できることが望まれる。しかし、現状

は、成年後見制度を利用することにより、法律上根拠のある（行為能力の制限を理由とする）権利制限であればまだしも、法律上根拠のない権利制限が、預金取引上されてしまい、本人の預金取引は確実に不便になってしまう。真の意味での預金者の権利の擁護、そしてノーマライゼーションの観点から、このような状況は早急に改善される必要がある。

そのための論点整理をした上で、改善の目標、工程等を具体的に議論・検討する必要があると考える。

※なお、成年後見制度利用者の預金等の取引の利便性の向上については、日本司法書士会連合会及び公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートが、「成年後見制度利用者の預金等取引についての意見～不正防止の徹底と利用しやすさとの調和・安心して制度を利用できる環境の整備の観点から～」（平成29年12月18日）において意見を取りまとめている。

（2）法的な観点からの有効・無効の判断、本人の権利の擁護の観点が棚上げされていないか

金融ジェロントロジー等の知見から、金融取引のうち、「支払う」機能は、日常生活の維持に密接にかかわるため、判断能力が低下している場合にも取引できるように配慮すべきであり、そのため金融取引能力の評価（アセスメント）を厳格に実施する必要はなく、具体的には、金融取引能力の如何にかかわらず、目的や生活における必要度を軸に用途を確認する対応でよいのではないかと考え方がある。このような考え方は、ノーマライゼーションの観点からは首肯しうるようにも思われるが、他方で、法律的な観点からは、無権代理であることが明らかな取引を、必要性や利便性といった観点から無条件に有効であると整理することには躊躇も覚える。

確かに、入院費、施設利用料等の本人の生活又は療養看護ために必要な支払であれば、本人の意思能力や代理人の代理権の有無にかかわらず、柔軟に対応することが、顧客の利便性に資することが少なくない。しかし他方で、本人のために必要な支出か否かは、必ずしも形式的な基準だけでは判断できないこともある。

まして、過去に行われた包括的な代理権の付与に基づき、本人の意思能力喪失後も、代理人が用途等の限定なしに無制限に本人を代理して預金取引ができるとの考え方は、法律の解釈（有効・無効の判断）についていろいろな考え方が承知しているが、本人の権利の擁護の観点からは、大きなリスクが生じるケースも容易に予想される。特に、専門職が担う後見事務においては、そのようなケースが少なくなく、後見等の開始の申立てに当たり、あるいは後見等開始直後に財産の調査として、本人の預金取引の履歴を取り寄せて

みたところ、「どうしてこんなひどいことができたのか。」とびっくりするような、使途不明の多額の預金の払戻しが頻繁にされていたことが判明するようなことは、決して珍しいことではない。

子のない高齢の夫婦の一方又は双方の兄弟姉妹が、本人の最低限の療養看護費用（最低限必要だと思われる施設利用料相当額）以外の預貯金を、本人不在のまま（本人の知らないところで）「分割」する「合意」をして、各々引き出していたが、一方が「合意」に反する引き出しをしていることを理由に、他方がそれへの対抗措置をとって、結果的に本人の預金残高が、最低限の療養看護費用の支払にも事欠く状況になっている、というような経過を経た後の預金通帳（取引履歴）の記載を確認する作業をするのは、本当にやるせない。

なお、誤解のないように申し添えれば、本人の子、兄弟姉妹、甥姪その他の親族の方が、本人のために多額の預貯金を事実上自分一人で管理することが負担であることを理由に、成年後見制度を利用して専門職や家庭裁判所の監督に本人の財産管理を委ねたいという相談を専門職が受けることも少なくはない。しかし、それが圧倒的多数かと言われれば、そうとは言えないというのが実務家の実感である。

いずれにせよ、法律行為の有効・無効を、利便性の観点のみから判断する（最終的な結論を導き出す）ことはできないのではないか。

金融機関が高齢又は障害のある顧客への対応、そして成年後見制度利用者の金融取引の利便性を、今後、工夫し検討する場合には、家族を含む事実上・法律上の利害関係者にとっての必要性や利便性ではなく、本人の権利の擁護の視点、本人にとっての必要性、利便性を何よりも優先して考察することが求められるのではないか。

この点については、是非とも慎重かつ十分な議論・検討をお願いしたい。

【第11回成年後見制度利用促進専門家会議（令和3年10月25日）提出した意見（抜粋）】

2 成年後見制度の運用改善等について

（1）運用改善について

（ア）成年後見制度の趣旨や理念を踏まえた事業活動を促すような具体的な施策が求められる

一部の金融機関、保険会社、携帯電話等の通信会社等の、現状の成年後見制度利用者に対する対応は、結果だけを端的に言ってしまえば、成年後見制度利用者を通常の利用から排除しようとしているとしか思えない態様となってしまう。例えば、保険金、給付金等の請求漏れを防止する（請求を促す）ための、成年被後見人に対する通知の送付先を、成年後見人の住所又は事務所に変更することができないという対応は、正当な請求権者による請求を

排除するのと同様の結果を生じさせていないか。成年後見制度の利用者が通常の取引をすることを認めず、あるいは取引をするために特別の負担を課すようなことは、事案によっては合理的配慮を欠いた対応（必要かつ適当な変更及び調整の欠如）と評価され得るのではないか。

次期基本計画（第二期計画）の策定に当たっては、これらの事業者に成年後見制度の趣旨や理念を踏まえた事業活動、そして合理的配慮（必要かつ適当な変更及び調整）を促すような具体的な施策が必要とされているという視点も踏まえる必要がある。

（イ）現場で求められている新たな金融サービス

第3回成年後見制度の運用改善等に関するワーキング・グループでは、先進的な取組を行っている一部の金融機関が、後見事務の負担を軽くするためのツールの開発を行っていることが報告されたが、次期基本計画の大きな方向性に鑑みれば、後見人等の事務負担の軽減もさることながら、まずは本人の権利擁護支援に資するツールの開発が求められている。

その観点からは、まずは、①本人が、成年後見制度を利用した後であっても、日常生活に関する法律行為として整理できるような取引であれば、制度利用前と同様に普通に取引ができるような環境を整備することが望まれる。

任意後見契約における本人や、金融機関との取引について何ら行為能力を制限されていない被補助人にあつては、制度利用後も金融機関との全ての取引を当然に単独でできるような環境を早急に整備する必要がある。

さらに、②第3回成年後見制度の運用改善等に関するワーキング・グループでも指摘させていただいたが、電子決済・キャッシュレス決済の利用がこれだけ普及していることに鑑みれば、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用者の日常のお財布代わりにカード、電子決済手段等に、例えば、本人が小口現金（に相当する電子マネー等）の管理が比較的簡単にできるような便利なツールを登載するような工夫が望まれる。具体例として、銀行のATMの一日の出金額を一定額までに制限するように、事前の本人の同意に基づき（日常生活に関する法律行為として整理することができるような金額を上回る金額を上限として設定するのであれば、必ずしも本人の同意を要することなく）、一日ないし一定期間中のカード決済、電子決済等の額に上限を設ける等の仕組みは比較的容易にできるように思うのだが、そういった仕組みをオプションとしてカード決済、電子決済等に取り入れること等を、是非検討していただきたい。

また、少なくとも、現場で後見事務を行っている専門職後見人としては、事務負担の軽減となるような新たな金融商品（ツール）の開発をしていただく

ことよりも、まずは、③通常の預貯金取引において当然に利用されているキャッシュカード取引、インターネットバンキング等の非対面取引を、後見制度利用後も普通に利用できるような環境を早期に実現していただきたい。

これらの非対面取引は、一般に取引（特に払出し、支払等の取引）へのアクセスを容易にするものであることから、その利用を成年後見制度の利用者に一般的に許容することにより、後見人等による不正行為を誘発するおそれがあるほか、行為能力を制限されている本人が取引にアクセスする（利用する）ことが容易になり、その結果として、事後的に取り消される可能性のある本人による取引が増えてしまうのではないかとといったリスク等を懸念して、金融機関としては消極的なものかもしれない。

しかし、逆に、後見人等がインターネットバンキングを利用することができる環境が整えば、その技術を基盤として、後見人等だけでなく、監督人や家庭裁判所も、後見人等が管理している本人の預貯金残高や預貯金取引の明細を随時確認することも、技術的には可能となるであろうから、不正防止の面でも一定の効果が期待できるようなにも思われる。家庭裁判所が、必要に応じて随時に、また、監督人が、（3、4か月に一度程度ではなく）例えば毎月、本人の預貯金残高や預貯金取引の明細を確認するだけで、不正の防止・抑止には相応の効果が期待できるのではないか。毎月（定期的又は随時に）、預貯金残高と預貯金取引の明細を確認することを主な職務と想定して監督人又は相後見人（複数後見人）を選任し、想定した職務以外の監督事務又は後見事務を行う必要が生じた場合には、随時、職務権限を拡大するような運用（想定した職務のみを行っている段階であれば、付与する報酬を通常の場合よりも低めにするという運用）も考えられる。

インターネット取引やキャッシュレス決済は、今後ますます促進される方向に進むと思われることから、そのデメリットだけでなく、メリットを最大限に生かすような工夫が望まれる。

制度の運用の改善に当たっては、このような視点、実務の現場での要望等を積極的に取り入れることが必要ではないか。

（ウ）金融関係団体・各金融機関によるフォローアップ会議における検討について

同じく第3回成年後見制度の運用改善等に関するワーキング・グループにおいて、法務省から、金融関係団体・各金融機関による自主的な勉強会のフォローアップ会議において行われている、保佐・補助制度の下でも利用できる預貯金管理の在り方についての検討状況の報告があった。報告を聞き、金融関係団体・各金融機関が、モデル案を示して課題を整理していることが確認

できたが、少し気になったのは、フォローアップ会議における検討が、金融機関のシステム対応、事務手続の負担を中心とした内部の態勢整備の観点を中心となっており、制度利用者の権利擁護支援、支援と保護のバランスといった観点には必ずしも行き届いていないのではないかという印象を受けたことである（例えば、被保佐人・被補助人用の小口預貯金口座の取引における本人の意思の確認という困難な問題をどの程度検討していただいているのかは、必ずしも明らかではなかったように思う）。

以上のような懸念を払拭し、幅広い支持を得られるモデルを円滑に導入するためには、今後のフォローアップ会議においては、随時、利用者に近い団体や専門職団体の意見を聞く機会を設けていただいた方がよいと感じたが、いかがであろうか。

成年後見制度の運用改善のみならず、総合的な権利擁護支援策の充実にとっても重要な役割を果たすことが期待されている金融機関の実務対応が、第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定後も旧態依然としていることは、遺憾と言わざるを得ない。閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画の推進のために、関係省庁が役割を分担する等して、金融機関の現在の実務における課題を明確にし、それを解消する作業に取り組むことを期待する。

第16回 成年後見制度利用促進専門家会議への意見

公益社団法人 日本社会福祉士会
理事 星野美子

1. 日常生活自立支援事業の実態把握と分析の必要性

日常生活自立支援事業の利用者の状況や運用についての地域差がこれまでも指摘されています。利用に至らない待機者や制度利用の希望者を市区町村では把握をしていると理解していますが、待機者という概念の整理（単に利用を希望している状況なのか、利用の必要性が高いにも関わらず、利用できずに適切な他の支援が受けられないのか、あるいは他の支援者が支援の範囲を超えて対応せざるを得ない状況なのか）を行うとともに、待機者の実態把握と分析を行う必要があると考えます。その結果を踏まえて総合的な権利擁護支援事業のあり方を第二期基本計画のなかで検討することが肝要ではないでしょうか。

さらに、令和2年度に本会が受託した『日常生活自立支援事業等関連諸制度と成年後見制度との連携の在り方等についての調査研究事業』からも、日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行だけでなく、逆パターン（成年後見制度から日常生活自立支援事業への移行）も検討される必要性がすでに指摘されています。法制審議会の民法改正の議論からもこうしたニーズに応える社会福祉体制のあり方が問われていると認識します。

2. 持続可能な権利擁護支援の全国での実施へ向けて

令和4年度・5年度に実施されたモデル事業の分析及び、これらを全国的に展開していくために求められることや課題について、この間、取組を主体的に実施した府県、市町、また、関わった各関係機関等に対してだけではなく、国が都道府県や市町村や事業者に対して提示している「PDCA サイクル」による実施、評価、次のアクションへの実践へつなげ、さらなる分析を進め、その方向性も含めて都道府県及び市区町村への発出が必要であると強く希望します。本年度もモデル事業が実施されますが、1に記したような、「後見制度から日常生活自立支援事業への移行」を含めた、既存の仕組みにはない事業についてもモデル事業のなかで実施されることが求められていたことも改めて付言します。

1と2は個々別々のことではなく、総合的な権利擁護支援体制の構築に取り組む中核機関（自治体）の地域の特性に応じてモデル事業の汎用が可能となるような具体的な実践方法をよりわかりやすく伝えることを希望します。その際に、中核機関の役割・機能の整理及び地域の関係機関、専門職団体、家庭裁判所との更なる連携強化のイメージ、既存の会議体の活用など、自治体や委託を受けた機関だけがすべてを担うのではないこともわかりやすく強調して伝えていただきたいと思います。

本会においては、こういった地域の体制整備に積極的に関与する必要性を第二期基本計

画スタート前から伝達しており、各種会議体への委員派遣という表面的な関与だけではなく、福祉の視点からの助言を行うことや、中核機関の会議運営等へのアドバイザー機能を果たすこと、また、地域連携ネットワーク協議会等における他機関連携へ向けた働きかけなどが実現している自治体においては、中核機関の機能強化や中核機関が果たす事が求められる役割や地域の体制整備に向けての取り組みに一定程度寄与していると認識しているところです。持続可能な権利擁護支援のあり方とは、事業の運営だけではなく地域アセスメントやファシリテート機能、マネジメント機能が重要であり、中核機関を支える仕組みを地域のなかで構築していくこと、その後方支援に都道府県が関与する体制が今後ますます求められてくると考えます。

3. 地域共生社会の在り方検討会議との情報共有の必要性

標記の検討会議においては、地域共生社会の実現へ向けて多面的複合的総合的視点からさまざまな論点で協議されると承知していますが、これまで専門家会議で検討されてきた「成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実について」も重要な議論の視点として提示されています。専門家会議でこれまで議論されてきた意思決定支援の在り方や、中核機関に求められる役割や位置づけも、法制審議会における議論を踏まえて検討されるとのことで、大いに期待をしています。

しかし、上述のとおり、権利擁護支援については、多くの議論の前提となる考え方であるとはいえ、そのことに特化した議論は、専門家会議との融合がなければ難しいのではないかと懸念します。専門家会議で指摘された課題は何か、また、それらの課題に対してどのように対応していくのかを、中間検証を通して改めて明確にする必要があります。そういったことから専門家会議、法制審議会での議論も踏まえ、それぞれの会議体がばらばらにならないような構造的かつ重層的な仕組みを構築していただきたいと強く希望します。

以上